

八王子市医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種実施要綱

施行 令和 5 年(2023 年)4 月 1 日

改正 令和 6 年(2024 年)4 月 1 日

改正 令和 7 年(2025 年)4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この事業は、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 2 条第 4 項に規定する定期の予防接種(以下「定期接種」という。)のうち A 類疾病について、医療行為により免疫が消失した者に対し予防接種を再実施することで、感染症への免疫を高め、発症を未然に防止するとともに、公衆衛生の向上及び市民の負担軽減に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における「再接種」とは、対象となる者が過去に接種した日時点での定期接種について、再度接種を実施することをいう。

(対象者)

第 3 条 この要綱で定める対象者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1)再接種日において、八王子市に住民登録がある者
- (2)造血幹細胞移植、化学療法等の医療行為の影響により、医師から再接種が必要と診断された者

(対象となる定期接種)

第 4 条 この要綱の対象となる定期接種は、次の各号に掲げる疾病のものとする。

- (1)ジフテリア
- (2)百日せき
- (3)急性灰白髄炎
- (4)麻しん
- (5)風しん
- (6)日本脳炎
- (7)破傷風
- (8)結核
- (9)Hib 感染症
- (10)肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)
- (11)ヒトパピローマウイルス感染症
- (12)水痘
- (13)B 型肝炎

（予防接種実施方法）

第 5 条 予防接種は、一般社団法人八王子市医師会及び市長が指定した医療機関（以下「指定医療機関等」という。）への業務委託より行うものとし、指定医療機関等において実施する。

（接種の方法）

第 6 条 接種の方法は、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 9 条から第 20 条の規定に準ずるものとする。ただし、接種年齢及び接種回数については、ワクチンの添付文書に定める年齢及び回数を上限とする。

（申込方法）

第 7 条 この要綱に基づく予防接種を受けようとする場合は、次の各号に定める書類全てを健康医療部健康づくり推進課に提出しなければならない。

- (1) 医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種申請書（様式 1）
- (2) 医療行為の影響に伴う再接種に関する意見書（様式 2）

（審査）

第 8 条 前条の申し込みを受けた場合、内容について審査を行い、結果について医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種（認定・不認定）通知書（様式 3）により通知しなければならない。

（依頼書等の発行）

第 9 条 前条の審査の結果、認定した予防接種については、次の各号に定める書類を発行する。

- (1) 医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種実施依頼書（様式 4）
- (2) 予防接種予診票
- (3) 医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種予防接種済証（様式 5）

2 対象者が 18 歳未満の場合、接種記録は母子健康手帳に記録するものとし、前項第 3 号に定める書類は発行しない。

（受診方法等）

第 10 条 申請書に定める対象者は、健康保険証等を持参したうえで、前条第 1 項各号に定める書類を指定医療機関等に提出することで接種を受けることができるものとする。

2 対象者が 18 歳未満の場合、前条第 1 項第 3 号による書類の提出は不要とし、母子健康手帳を持参し接種を受けるものとする。

（接種費用）

第 11 条 接種に係る費用は無料とする。

(健康被害救済)

第 12 条 この予防接種により、重篤な健康被害が発生し認定された場合の健康被害救済措置は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成 14 年法律第 192 号)の規定に基づく健康被害に対する給付とする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年(2025 年)4 月 1 日から施行する。